

あま市まつり実行委員会露店等出店規則

(目的)

第1条 この規則は、あま市民まつり（以下「市民まつり」という。）に出店する露店等から暴力団等反社会的勢力を排除することにより、市民まつりにおける露店等の自由公正で秩序ある経済活動を促進し、もって市民まつりの健全な運営を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(露店等の出店申込)

第2条 市民まつりに露店等を出店しようとする者は、前条の目的を達成するためにあま市まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める事項について記載した市民まつり出店申込書(様式第1号)及び表明・確約に関する同意書（様式第2号）を実行委員会に提出し、出店の許可を受けて出店許可証（様式第3号）の発行を得なければならない。

(出店の拒否)

第3条 実行委員会は、市民まつりに露店等を出店しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、出店の許可をしないものとする。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）である場合
- (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合
- (3) その店舗の責任者又は使用人のうちに暴力団員がいる場合
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会的勢力を利用している場合
- (5) 暴力団等反社会的勢力に対し、いわゆるみかじめ料等の名目の如何を問わず金品を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (7) 実行委員会、あま市の職員その他市民まつりの運営に携わる者に対し、急迫的な言動若しくは暴力を用いる行為を行い、又は暴力的な要求若しくは合理的範囲を超える負担の要求を行うなど、市民まつりの運営を妨げ、又は妨げようとする行為をした場合

(関係機関への意見聴取)

第4条 実行委員会は、第1条の目的を達するために必要な限度において、露店等を出店しようとする者が前条第1号から第6号のいずれかに該当するかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができる。

(申込内容の変更)

第5条 第2条の規定により許可を受けた者は、提出した出店申込書の内容に変更が生じたときは、直ちに実行委員会に報告して許可を受けなければならない。

(出店許可証の掲示)

第6条 市民まつりに露店等を出店するときは、実行委員会が発行した出店許可証を店舗の外部からわかりやすい場所に掲示して、営業を行わなければならない。

(出店の許可の取消又は出店の中止等)

第7条 実行委員会は、第2条又は第5条の規定により許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、何らかの催告も要することなく、出店の許可を取り消し、又は出店を中止させることができる。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当すると認められる場合
- (2) 虚偽の申込で当該許可を受けた場合
- (3) 第5条の規定による報告を正当な理由なく怠って出店申込書の内容と異なる出店をし、又は同条の許可の内容と異なる出店をした場合
- (4) 粗暴な行為、卑猥な言動その他市民まつりの客に迷惑をかける行為を行った場合
- (5) 半裸体又は入れ墨をのぞかせる等粗野な服装又は態度をとった場合
- (6) 実行委員会、あま市の職員その他市民まつりの運営に携わる者の指示に従わない場合

2 実行委員会は、前項の規定により出店の許可を取り消された者又は出店を中止された者に損害が生じて、何ら賠償ないし補償をすることを要しないものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年5月19日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。